

令和2年10月15日

保護者の皆様へ

小樽双葉高等学校  
校長 佐々木 淳 一

### 新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止、臨時休業等の取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については予断を許さない状況が続いており、学校においては感染症対策の徹底が求められているところです。

については、このたびの小樽保健所の要請による臨時休業措置（10月7～9日の3日間、10月12日より通常授業再開済）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止、臨時休業等の取り扱いについて改めてお知らせいたします。

ご家庭におかれましては、本取り扱いに基づいて適切にご判断いただき、学校が感染拡大の場とならないように、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 1 出席停止の基準

下記のいずれかに該当する場合は、「出席停止」の対象となりますので、**速やかに学校へ連絡**のうえ**自宅待機**をお願いいたします。

##### (1) 生徒または同居のご家族等に次の症状等がみられる場合

- ① 発熱や咳きなどの風邪症状が続く場合
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）高熱等の強い症状がある場合、味覚障害等がある場合
- ③ PCR検査を受ける場合
- ④ 保健所より濃厚接触者に特定された場合
- ⑤ 感染が判明した場合（PCR検査の結果が陽性の場合）

##### (2) 生徒の登校等に不安がある場合

- ① 日常的に医療的ケアが必要な生徒などで重症化するリスクが高い場合
- ② 感染の可能性が高まり、登校等に不安などがある場合
- ③ 海外から帰国した場合

#### 2 出席停止の期間（登校許可基準）

別紙「新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止等一覧表」に記載のとおり

**\*別紙「新型コロナウイルス感染症にかかる自宅待機等報告書」の提出により出席停止期間といたします。出席停止期間は欠席扱いになりません**

#### 3 臨時休業措置等の取扱いについて

保健所からの連絡により、学校関係者の感染が判明または学校関係者が濃厚接触者に特定された場合で、保健所の調査（感染者の行動状況、校内での濃厚接触者の特定）が終了し、かつ保健所の指示による消毒範囲の特定と実施がなされるまで臨時休業とします。

その後の授業再開等の措置については、保健所と相談し、学校医に助言をいただき決定します。